

第十四部

第一回 参議院運輸及び交通委員会會議録第十一号

(二六六)

付託事件

- 磐城東線三春、船引両駅間の要田村に停車場を設置することに關する請願(第二号)
- 鉄道運賃の値上げ反對に關する請願(第三号)
- 長岡鐵道を國營に移管することに關する請願(第四号)
- 海運経営方式並びに船員管理に關する請願(第十五号)
- 鉄道運賃値上げ反對に關する請願(第十六号)
- 高崎、熊谷間に電化工事を実施することに關する陳情(第四十五号)
- 鉄道運賃値上げ反對に關する陳情(第四十七号)
- 磐城東線神保、大越兩駅間の龍根町舊谷に停車場を設置することに關する請願(第十三号)
- 熊本縣人吉市を基点とする三路線に省營自動車運輸開始に關する請願(第十五号)
- 日本通運株式会社の營業権並びに設備を旧關係業者へ還元することに關する陳情(第八十五号)
- 海運経営方式並びに船員管理に關する陳情(第九十六号)
- 東北本線宇都宮、大宮間日光線宇都宮、日光間及び両毛線小山、高崎間の電化実現に關する陳情(第九十九号)
- 高崎、龍谷谷間に電化工事を実施することに關する請願(第三十六号)
- 海上輸送力緊急増強に關する陳情(第二百二十三号)
- 鉄道營業法の一部を改正する法律案(内閣送付)

- 海難審判法案(内閣提出、衆議院送付)
- 木原線鐵道廢工事の速成に關する請願(第五十六号)
- 旧鶴見臨港鐵道外三鐵道線拂下げに關する請願(第六十号)
- 中央線高藏寺、名古屋鐵道小牧兩駅間に國營自動車の運輸を開始することに關する請願(第六十二号)
- 山形縣最上郡内に國營貨物自動車の運輸を開始することに關する請願(第六十四号)
- 柳井駅より三路線に及び田布施駅より二路線に國營自動車の運輸を開始することに關する請願(第七十六号)
- 常磐線松戸、我孫子兩駅間電化工事実施に關する請願(第七十八号)
- 江差町、東瀬棚村間に國營自動車の運輸を開始することに關する陳情(第一百五十六号)
- 日本國沿岸に置き去られた船舶の措置に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 學生鐵道運賃の是正に關する請願(第九十号)
- 東北本線二本松、本宮兩駅間の杉田村に停車場を設置することに關する請願(第九十二号)
- 博多、壹岐及び対馬間の國營航路実現促進に關する請願(第九十三号)
- 宇部東線電車運輸を山口市宮野地区迄延長することに關する請願(第九十四号)
- 矢島鐵道株式会社の救済に關する請願(第九十七号)
- 常磐線松戸、水戸間電化促進に關する請願(第九十九号)

- 信越線高崎、横川間電化工事を実施することに關する陳情(第二百一十一号)
- 道路運送法案(内閣送付)
- 旧小倉鐵道線拂下げに關する請願(第二百三十三号)
- 信越線柏崎駅附近鶴川鐵橋の径間擴張工事に關する請願(第二百七十七号)
- 五條駅、新宮市間の鐵道速成に關する請願(第二百八十八号)
- 學生鐵道運賃の是正に關する請願(第二百九十九号)
- 東海道線沼津、浜松兩駅間の電化速成に關する請願(第三百一十二号)
- 九州、四國間の省營連絡に關する請願(第三百十三号)
- 愛媛縣東宇和郡宇和町、八幡浜市間に國營自動車の運輸を開始することに關する請願(第三百十四号)
- 山陰線の電化並びに廣島、松江兩市間直通列車運輸に關する請願(第三百十九号)
- 中央氣象台年報出張所設置に關する請願(第三百二十七号)
- 九州、四國間省營連絡に關する請願(第三百三十七号)
- 常磐線松戸、平西駅間電化促進に關する請願(第三百四十二号)
- 中央氣象台年報出張所設置に關する請願(第三百四十四号)
- 旧播磨鐵道線拂下げに關する請願(第三百六十一号)
- 常磐線松戸、我孫子兩駅間電化工事実施に關する請願(第三百六十四号)
- 高知縣香美郡山田、大橋間國營自動車を開ノ内まで延長並びに自動車道路開設に關する請願(第三百六十六号)
- 四國循環線の全通促進並びに九、四連絡省營航路運輸に關する請願(第七十号)
- 豊川鐵道及び鳳來寺鐵道線拂下げに關する請願(第七十一号)
- 肥薩線電化工事に關する請願(第七十三号)
- 民營事業と競合する國營トラック運輸対策に關する請願(第八十号)
- 民營事業と競合する浜坂、八田間國營トラック開設反對に關する請願(第八十一号)
- 民營事業と競合する姫路、曲間國營トラック開設反對に關する請願(第八十二号)
- 札幌線中の撤収区間復元に關する請願(第八十四号)
- 四國循環線の全通促進並びに九、四連絡省營航路運輸に關する請願(第八十六号)
- 常磐線松戸、我孫子兩駅間電化促進に關する請願(第八十八号)
- 膽振國富内、十勝清水間鐵道敷設促進に關する請願(第八十九号)
- 江差町、東瀬棚村間に國營自動車の運輸を開始することに關する陳情(第二百七十四号)
- 福島縣安達郡二本松、浪江兩町間に國營自動車の運輸を開始することに關する請願(第九十四号)
- 四國循環線の全通促進並びに九、四連絡省營航路運輸に關する請願(第九十五号)
- 旧南海鐵道山手線拂下げに關する請願(第二百三十三号)

- 大牟田駅復興に關する請願(第二百六十六号)
- 四國循環線の全通促進並びに九、四連絡省營航路の運輸に關する請願(第二百七十二号)
- 後藤寺、糸田兩鐵道線拂下げに關する請願(第二百五十五号)
- 四國循環線の全通促進並びに九、四連絡省營航路の運輸に關する請願(第二百七十七号)
- 西彼杵半島の陸海運交通の整備に關する請願(第二百八十一号)
- 民營事業と競合する國營バス開設反對に關する陳情(第三百二十号)

昭和二十二年九月二十五日(木曜日)午後一時三十一分開会

本日の會議に付した事件

○道路運送法案
○委員長(板谷順助君) これより會議を開きます。先般請願、陳情の取扱ひ方につきまして諸君の御同意を得たのでありますが、第一小委員、第二小委員と分けたのでありますけれども、この中には重複しているのがありますので、同じようなものが割振りにつきましては一つ委員長に御一任をお願いしたいと思つたのでありますが、別に御異議はございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(板谷順助君) それじやさう取計らいいたします。それから道路運送法案を議題として御審議を願うことにしておつたのでありますが、幸い

ここに総務局長が御出席になつておるので、何か御質問がありましたら大臣のお出でになるまで、一つ何か鉄道に関する御質問があつたならばお尋ね願ひたいと思ひます。では速記を止めて……

〔速記中止〕

〔委員長退席、理事小野哲君、委員長席に着く〕

○理事(小野哲君) それでは本日は議題となりまして道路運送法案の提案の理由につきまして運輸大臣から御説明を願ひます。

○國務大臣(吉米地蔵三君) それでは只今から道路運送法案の提案理由について御説明申し上げます。

自動車及び軽自動車、陸上運送部面におきまして極めて重大な役割を演じております。この運送の良否は直ちに全経済体制の運営に、又公共の福祉に影響を及ぼしますことは、すでに御承知の通りでございます。

政府におきましては自動車運送事業の重要性に鑑みまして、昭和六年自動車交通事業法を制定いたしました。自動車運送事業を免許事業とする外、必要な監督の規定を設け、爾來事業の健全な発達を図つて参つたのであります。が、本法は事業法規として自動車運送事業のみを対象としており、すでに陸上運送において重大な役割を担う自動車運送に対する規定を欠いておりますのみならず、目下の運送の秩序の確立を期する上から見まして必要な規定もございません。最近の産業経済の要請から見ますと、現在の法制は不十分であり、公共の福祉を確保する上からも不備な点が認められるのであります。同時に現行自動車交通事業法は戦

争中の改正を受け、統制組合としての自動車運送事業組合を規定するなど、戦時法規としての色彩を幾残存いたしておりますので、これは直ちに改正しなければならぬものと、その他の点におきましても新事態に即應いたしまして事業運営及びこれに対する監督行政を民主化する必要が認められるのであります。本法案は前に申し上げましたように、道路運送の重要性に鑑みまして、單に現行法制の不備を是正補充するのみならず、更に現下の産業経済の要請を加へまして、又自動車及び道路運送の洋々たる前途に光明を認めつつ企画され、ここに本國会に提出された次第でございます。以下簡単に本法案の骨子を申し上げます。

第一に申上げたいことは、本法案の対象に於いてであります。即ち本法案は道路運送に関する綜合法規として、次の四つの事項を対象としておるのであります。第一、バス事業、トラック事業、荷牛馬車業とか、或いは乗合馬車とか言われていたいわゆる軽自動車運送事業とを新たに総括した道路運送事業、その二は、十國條に見るようないわゆる自動車道事業、その三は、自家用自動車、その四は、道路運送の基礎を成す車輛の構造、検査及び整備でございます。

第二に申上げたいことは、事業の管理に於いてであります。即ち本法におきまして、自動車運送事業及び自動車道事業は、その公共性が特に大きいと認められますので、主務大臣は免許、認可等のいわゆる行政監督の措置を取ることにしたのであります。併し軽自動車運送事業については、その経営

の事情に即するよう免許制によらず届出制とし、且つできるだけ地方で処理できるようにいたした次第でありました。尚旅客交通の面において特に考慮しなければならぬ公共團體、即ち市等の地域内の運送についてはその公共團體の意見を十分参照して行政を行う規定をも設けた次第であります。

第三に申上げたいことは、行政の民主化に於いてであります。即ち道路運送行政の適當な運用を図るため、中央及び地方に道路運送委員会を置き、重要行政事項に關しその意見を徴する方を設けて免許の適正を期した次第であります。

第四に申上げたいことは、事業経営の公正合理化に於いてであります。即ち自動車運送事業における物品運送契約の公正簡易化を図るため、運送約款の制度を設けて契約を定型化すると共に、運送義務及び運送委託を明確にし、その他公共の福祉に反する行為の取締体制の確立等、事業経営の民主化のため、必要な規定を設けた次第であります。

第五に申上げたいことは、自家用自動車に關する規定を設けた点であります。即ち運送秩序の確立を期するため、自家用自動車は對價を得て運送の用に供したり、又は貸渡したりすることとはできないこととし、その他公共の福祉を確保するため必要があるときは、運輸大臣は所要の措置を取りうることにいたしました次第であります。

第六に申上げたいことは、車輛の構造、検査及び整備に於いて規定を設けた点であります。即ち車輛は道路運送の基礎をなし、これが整理如何は輸送

力に直接大きな影響がありますので、車輛の機能及び保安の適正化を図り、輸送力の向上に資することとした次第であります。

第七に申上げたいことは、自動車運送事業組合の整理に於いてであります。即ち従来の統制方式の自動車運送事業組合を解散いたし、自主的團體の設立に委ねることとしたのであります。尚自動車交通事業財團の制度も、從來余り利用されませんでした。この際これを廃止いたしたいと存する次第でございます。

道路運送の健全な発達を図つて、公共の福祉を確保するためには、是非共にこの法律の實施を必要とするものと信ずる次第でありますから、何卒十分に御審議の上御決定下さいませうお願いする次第でございます。

○理事(小野哲君) 運輸大臣から道路運送法案の提案理由について御説明がございましたが、御承知の通りこの法律案は極めて廣汎な内容を持つておりますのと、事務の性質から又重要なことであると存じますので、政府委員からこの法案の内容についての補足的な御説明を願ひまして、委員会の審議の便を図りたいと、かように存じますので、只今から政府委員の内容に關する説明を求めたいと思ひます。

○政府委員(堀野基秀君) 道路運送法の提案理由に關しましては、只今運輸大臣から御説明がございましたので、私からは、法案の内容につきまして概要を申上げたいと存じます。

現在の道路運送に關する法律の体系をいたしましては、誠に不十分な状態でございます。ただ自動車交通事業法と自動車取締令とがあるだけでござ

います。前者は自動車運送事業と自動車道事業に關する事業法規でございます。後者は自動車交通取締に關する警察法規としての性格を持つておるものでございまして、兩者間には法制上の連繫等につきましても十分なものがございますばかりでなく、今日、輕自動車運送につきましましては、從來營業取締としての府縣令が見受けられました程度に過ぎないのでございまして、道路運送に關しまして綜合的に整備せられたい法律制度は、今日までこれを欠いておつた次第でございます。この法律案は、道路運送に關する綜合法規といたしまして、自動車運送事業及び輕自動車運送事業、これを法律案におきましては總稱して道路運送事業と申しておりますが、これと自動車道事業、自家用自動車並びに車輛の構造検査及び整備をその対象として取扱つております。

この法律案は、九章、六十七カ條及び附則九カ條から成つております。比較的大部の法律案でございます。第一章は總則といたしまして、この法律の目的と、この法律一般に通じまる定義を掲げております。第二章は監理といたしまして、この法律の一般的運用に關する事項を掲げております。

第三章は自動車運送事業、第四章は輕自動車運送事業、第五章は自動車道及び自動車道事業としてそれ々々事業の監督に關する事項を規定いたしております。第六章は國營自動車運送事業及び國營自動車道事業といたしまして、國營事業の開設運用に關する事項を取扱つております。第七章は自家用自動車の使用といたしまして、自家用自動車

に対する適正なる規範の樹立を図りまして、第八章におきましては、これを車輛といたしまして、自動車及び旅客車輦の検査、整備及び自動車の登録に関する事項を規定いたしております。車輛使用の適正化をこれによつて期しまして、第九章におきましては、罰則を規定いたしております。以下この法律案の主要な点につきまして章別に概略御説明申上げたいと存じます。

先ず第一章の総則におきましては、この法律の目的とこの法律一般に通ずる定義とを規定しております。第一條に掲げておりますこの法律の目的は、同時に道路運送行政の指導理念でもございまして、一見法律の目的は誠に抽象的に書いてございしますが、以下この法律案の各條に規定せられておきますことは、すべてこの目的として掲げられております考え方の具体化されたものと御覽願ひいたひでござい

す。第二章でございしますが、この章は監理といたしまして、この法律の運用に関する事項を規定しております。その中特に新たにこの法律案によりまして制度化するものとしたしましては、第七條の車輛検査官と、第八條の道路運送委員会とでござい

ます。この法律案におきまして車輛の機能及び適正化を図りまして輸送力の向上に資するために、第八條におきまして車輛の構造検査及び整備に關し必要な規定を設けております。

この仕事は非常に技術的なものであります。また必要のありまする時は車庫等に臨検いたしまして検査をしなければなりません。かようにいたしまして行政秩序の確立を図り

まして公共の福祉を増進しなければなりませんので、この職務に従事いたします官吏、吏員は一般官吏、吏員と自ら異なる性格を持つて参りますので、車輛検査官の制度を新たに設けた次第でござい

ます。次に、第八條の道路運送委員会について申上げます。現行法では事業の免許や、取消、停止等すべて行政官廳の自由裁量の行為でございしますが、本法案におきましてはできるだけ一般の声を聴きまして行政の民主化を図り

するために、中央及び地方に道路運送委員会を置きまして、行政官廳がこの法律及びこの法律に基づく政令、命令の制定及び改正、立案、免許、基準の設定及び変更、事業の免許、取消等の処分をいたしますときには、委員会

の意見を徴しなければならぬことに規定いたしまして、委員会の組織運用その他必要な事項は政令でこれを定めることになつておりますが、その組織につきましては大体かように考えて

おります。即ち地方委員会は各都府縣から一人ずつの委員を、北海道におきましては事情が違ひますから数人の委員を、それ／＼知事に推薦して頂きましてこれを組織し、中央委員会は各地委

送事業及び貨物自動車運送事業というふうに分けまして、これを更に施行規則におきまして旅客自動車運送事業を普通、路線、團體とに分ちまして、更に又別の省令によりまして特定旅客自動車運送事業を認めております。貨物自動車運送事業につきましては、これを施行規則におきまして普通と特定とに分ちまして、更にその普通を路線の有無によりまして区域事業と区間事業とに分つというふう

に、誠に複雑な分類をいたしておりますが、これを今回の立法に當りましてはアメリカの例なども参酌いたしまして、一般事業即ちコンモン・キャリアと特定事業即ちレント・ラクト・キャリアという分類に倣ひまして、在來に比しまして一段と分り易い分類にいたしました。

尚且つ今後いろいろな事業の種別が出て來ることを考えられますが、これを包括的にすべての場合に當面より得るような規定にいたしたいと考えて

おります。尚現在の業者は附則、第三條に規定いたします通り、別に命令の定めるところに従ひまして、それぞれ新しい法律に該當いたします新種の業者となるものとみなされたいこと

にいたしたいと考えております。次に、自動車運送事業を經營しようといひます者は、第十一條の規定によりまして事業計画を定めて主務大臣の免許を受けなければならぬことは現行法と同様でござい

ますが、本法案では第十二條において自動車運送事業の免許に關しまして妥當な基準を設けてこれを公示しなければならぬと定めまして、この基準に適合する申請があり

ましたときは、申請者が法律に定められた資格條項に該當いたしますとか、或いはその事業の經營によつて公共の福祉に反する結果を生ずるような競争を引き起す虞がある場合等を除きまし

て免許しなければならぬこととしたしまして、免許の公正を期しておるのでござい

ます。次に、第十五條及び第十六條におきまして運送の約款の規定を設けております。運送約款を業者は定めまして、認可を受けました上でこれを公示させ、從來ややもしますれば契約の内容が不明確のために責任の限度等について争ひを生ずることがあつた弊害を改

めまして、契約の公正化、簡易化を図りまして公益事業の増進に資したいと考えております。これは現行法にはない規定でござい

ます。次に、最近の事情を見ますと、事業の健全なる発達を図りますと共に、公共の福祉を確保するためには、現行法ではいろいろ不備な点が認められますので、この点に關しまして新たに二、三の規定を置くことにいたしました。

即ち第十八條におきまして、公共の福祉に反する行為、事業の健全なる発達を阻害する行為を禁止いたした。第十九條において、法律において定め

ました特定の場合の外は運送の引受義務があるものといたしまして、第二十條におきまして申込の順序により物品を運送しなければならぬことを定めました。

その他公共の福祉を確保するため、主務大臣は從前通り事業改善の命令、運送命令等を発し得ます外、事業の廢止、事業の停止、免許の取消、免許の失効等については主務大臣の監理、業者の權利義務等は在來と變りなく規定

せられております。次に、第二十五條におきまして第二十三條及び第二十四條第一項の規定により他業者との連絡運輸、共同經營及び運輸に關する協定につきまして、いわゆる独占禁止法の規定の適用を排除しておりますが、これは独占禁止法第二十

次に、第三十二條におきまして、特定自動車運送事業にはその権利義務について一般事業より軽減した規定を設けておりますが、これは特定事業が一般事業に比較いたしまして公共性が低いからこれを区別したのでござい

ます。次に第四章、軽車輛運送事業について申し上げます。軽車輛運送事業とは、第二條に定義いたします通り、他人の需要に應じまして、軽車輛を使用いたしまして旅客又は物品を運送する事業であります。荷牛馬車による運搬業、旅客自動車即ち厚生車というようなものがございしますが、その営業、人力車の営業等でございます。この事業は、従来は府縣令等に委せられておりまして、法律に基づいていなかったものであります。年間貨物につきましては約二億トンを輸送すると推定せられておりますので、陸上小運搬業を初めていたしまして、道路運送の重要な一環をなしておりますので、道路運送における公共の福祉を確保し、又は事業の総合的な健全な発達を図る意味におきまして、今回新たに本法案にはこれを取上げて規定した次第でございます。但しその公共性と機動性につきましては、自動車に比較いたしまして程度が低いのでございまして、これに対する監督行政も余り厳重といたしません。主として届出で足りることとした次第でございます。旅客軽車輛の車輛検査についても、その検査事務を市町村長に委託いたしましたので、事情に副うようにいたしたいと考えておる次第でございます。

次に第五章、自動車及び自動車道事業でございます。第六章の國營自

動車運送事業及び國營自動車道事業につきましては、この規定はいずれも現行法と大差ございませんので、説明を省略させていただきます。

次に自家用自動車に関する規定、即ち第七章の自家用自動車の使用についてでございますが、現在自動車は道路運送の中核をなしまして、産業経済活動の基盤をなしております。拘りませず、現状におきましては車輛の供給も著しく不足いたしております。更に又タイヤ、ガソリン、薪炭等につきましても非常に不足をいたしております。従いまして自動車は現状におきまして、最も使用効率を高めようとして、資材の配給その他の面におきましてもこれを裏付けまして、心掛けて参らなければならぬのでござい

ます。自家用車と営業用の車は、それぞれ分野におきまして互に侵すことなく、最高の効率を発揮いたしまして、これを発達させるべきものと考えております。ただ自家用車の遊休輸送力を利用するというような意味からいたしまして、これを営業の範囲に、自家用車のままの性格におきまして進出させるといふことは、現在の輸送の体系から考えて参りまして、輸送の分野を攪乱し、輸送の秩序を混乱に陥れるものでござい

ます。そこで、この点につきましては十分に実情に應じました制約を加えて参りたいと考えておる次第でございます。輸送力の向上は、輸送の適正な秩序を確保して初めて期し得られるものと考えられますので、自動車の使用効率の向上もおのずからこの秩序の範囲内で図らなければならぬものと考えます。本法の第一條に、この法律の目的として輸送の秩序の確立を第一に掲げておりますのもこの趣旨でございます。第七章の規定は、只今申し述べました趣旨からいたしまして、即ち第五十二條に、自家用車は對價を得てこれを運送の用に供してはならないと定めました。第二項に、主務大臣の許可がなければ對價を得てこれを貸し渡してはならないと規定いたしております。これは只今申上げました営業行為の禁止でございます。又五十三條に主務大臣は自家用自動車の使用がこの法律の目的に照しまして適正でない

と認められるときは、その使用を制限し又は禁止できるという規定を設けております。本條におきまして命令の定める定員の乗用車を除きましたのは、小型乗用車等、その公共性の著しく低いと認められるものにつきましての除外でございます。本章に規定いたしますところは自家用車の営業行為、その不適正な使用の防止でございます。本来の意味の自家用車の適正な使用は産業経済の上から申しましても望ましいのでございまして、この点から申しまして、自家用車の健全な発達に對しましては今後もできるだけの力を拂つて参るべきものと考えております。次に、第八章の車輛について申し上げます。車輛の検査は従来警察で行なつて参つたのでありますが、本法の施行によりまして新たに運輸省の所管となつてござい

ます。既に自動車に關して運輸省の所管でござい

案でございませうと、第六章の國營自動車等、その公共性の著しく低いと車取締令の登録と同一趣旨でございませうと、現行法に欠けております重要

な規定を設けまして、又新しい制度もこれを盛り込んでおります。道路運送に関する総合法規として道路運送の健全な発達を企図いたしておる次第であります。

○理事(小野哲君) 皆さんにお諮りいたしますが、只今政府委員から内容について詳細な説明がございましたが、委員の皆様におかれて、この法律案を審議いたしますについては、この法律案の御要求があるのではないかと申すのであります。若しこの際御要求がござりますならば、お申出を願いたいと思ひます。尚後日においても差支ないと思ひます。尚後日にお申出のある方は、本日お願いできれば好都合かと思ひます。

○内村清次君 内務省解体に伴ひまして、従来内務省の所管事項でありましたところの道路運送の諸機構が運輸省に移管されました。陸上輸送の一元化がなされましたことについては、本日も賛同するところでありまして、本道路運送法の成立に伴ひまして、陸上輸送の完全を期することができるといふかという点、それから未だ多少関係の所管と併立したところの法規があるために、その機能が運用の円滑を欠くというふうなことがありはしないかどうかという、この間の事情を詳しく承わりたいと思ひます。

それから次に、現在自動車行政につきましましては、内務省所管を引継がれて実施されておられますが、現場行政の面において、その機能及び實際運営をするところの人員の面において非常に僅少な点からして、未だその機能が十分に發揮されておらないというふうな事情を認めるのであります。これ

に對しまして当局の責任者におきましても、苦心の存するところは万々承知はいたしておりますが、本案が通過せなければ、その面の即ち改善ができないのであるかどうか、この点につきましても承わりたいと思ひます。

○政府委員(郷野善秀君) 従来府縣で行なつておりました自動車の行政事務、これにつきましては、今年の三月に先ず臨時物資需給調整法に基づきまして資材の配給割当事務を実施いたしたるために、各府縣ごとに鉄道局の下級官廳といたしまして自動車事務所の設置を見ることに相成りました。ところがこの資材の割当配給事務は一面から申しまして、輸送の仕事と不可分の關係にございまして、従ひまして輸送行政も同時に資材割当配給の事務と一緒に自動車事務所において担当することとができたならば、その地方におきまする行政の二元化して参ります点も是正できるのでありして、尙又この自動車事務所が併せて行政を担当いたしますことは、従来府縣の行政区域が比較的狭い關係上からいいたしまして、交通経済の事情に合わないような点もございまして、この点も同時に修正できる、尙大運送との結び付きにおきまして、従来以上にこの關係を見て行政ができるという点を考えまして、その当時は内務省と打合せをいたしまして、これを今年の五月十五日を目標にいたしまして、運送行政も行政事務所で担当することにいたしました。爾來運送行政の面におきましても、府縣における從來警察で行なつておりました行政事務を、自動車事務所所に引継ぎを受けることにいたしましたのであります。

〔理事小野哲君退席、委員長板谷順助君着席〕

中央の關係におきましては、自動車交通事業法の実施以來、地方行政の面において、地方長官を運輸大臣が下級官廳として行政を執行して参つておつたのでございまして、そういう事情で鉄道局自動車事務所の筋におきまして、地方の行政を実施することができるようになりまして、やはりその際内務省その他關係の方面といたして打合せをいたしまして、從來警察法規といたしまして、自動車取締令というものがございまして、そのうちから自動車取締令の整備検査並びに車輛の登録に關するものを、新らしく制定しようといひました。道路運送法案に取入れまして、これを運輸省の所管にするということに話合が付きまして、その方針でこの道路運送法案を立案いたしましたのであります。尙内務省から別に内務省の關係をいたしまして、國會に提案になつております道路交通取締法案におきまして、従来自動車取締令に含まれておりました車輛の検査、その他こちらに移されました關係の事項は削られております。従ひまして今後地方におきましては行政事務といたしましては、運輸省の系統で一元的に担当いたしました参ることになるのでござい

ますが、地方の行政との結び付きにつきましましては十分に考慮をしなければならぬというふうな考えを以て、自動車事務所が輸送行政を担当して行く面におきましては、常に地方の府縣の方面と十分に連絡を取りまして、その間十分の協力のできるように運営に心掛けております。

尙又現在地方自治法の百五十六條の

三項によりまして、都道府縣知事は必要のあります場合は、所管内の行政事務につきましまして關係の行政機關の長を指揮監督ができるといふ規定もございまして、必要のあります場合は、都道府縣知事の指揮を自動車事務所所長に受けさせる考えでおります。

尙先程申し上げました道路運送委員會の委員の選出につきましても、都道府縣の知事の意向は十分にこの面におきまして反映させられるような構成で進めたいと考えております。こういう点におきまして地方行政との結び付きにつきましましては、今後におきましても十分に留意をして参りたいと思ひます。尙警察はこの輸送行政を移管いたしました結果といたしまして、取締りの見地からこの法律案の実施につきましましては、自動車その他道路運送につきましましては、新しい道路交通取締法によりまして担当をいたして参ることになることを考えております。

それから自動車事務所の定員予算の問題でございまして、只今御注意頂きましたように、自動車事務所の予算に仕事は多いのでございまして、又予算の運用につきましても、又その配分につきましても、非常に窮屈な事情のありますことは、誠に止むを得ないところでございまして、私共といたしましては、この關係の行政事務を担当いたしました参ります上におきまして、必要な定員予算の確保につきましまして、關係の官廳と十分連絡を取りまして、これに努力をいたして参ります。併しながら自動車事務所所定員予算につきましましては、大体一般會計の部分と特別會計の分と二つに分れておるので

ありますが、臨時物資需給調整法に基づきましての資材の割当配給事務は、これは臨時物資需給調整法と申しますか、予算の科目で一般會計といたしまして、多少にもこういう關係の仕事がございまして、これを一纏めにいたしまして、経済安定本部で運用を圖つて行くという方針になつておりますので、自動車事務所におきまして、この部分は一般會計でございまして、従つて一般會計の予算の建前によりまして、私共それ／＼必要な定員予算の確保に努力いたして参ります。最近御承知の通り、特にガソリンの割当事務が非常に複雑になつて参りまして、その關係からいたしまして、定員も余計要するような事情に相成りましたので、更に定員増加につきましても具體的交渉を進めております。

次に一般の輸送關係の統制事務でございまして、これは鉄道事業特別會計で負担することになつております。この道路運送法の実施に對しまして、今年の予算にもこれを予想いたしました。一部の予算並びに定員が見込んであつたのでございまして、殊に道路運送の具體的な実施に伴ひまして、この關係の予算も必要の限度におきまして考慮をして貰うように只今考えております。

○小林勝馬君 この法案並びに只今の御説明によりまして、自動車の検査その他を全部自動車事務所に今度移管されるように思ひますが、取締り道路交通取締法を以てしまして、一般警察行政になり、検査その他は自動車事務所、こういうふうになつて、いろいろ支障その他が考えられると思ひますが、その点の当局としての御意見を承

りたいと思います。

○政府委員(郷野基秀君) この問題につきましては、警察は保安警察の使命

からいたしまして、交通取締の見地から、交通の保安、安全というような点につきまして、主力を注いで、その見地から取締をせられることに相成ります。従いまして道路運送に使用いたしまするにつきまして、必要な交通危険の防止という見地から整備せられた車を使つて行かなければならないという面におきまして、若しもこの道路運送法並びにこれに基づきまして出されております命令の規定に違反いたしまして、十分な整備がしてないという

路上の危険防止という点につきましては、効果を挙げて参るつもりでございます。

○小林勝馬君　只今の御説明によりまして分りましたが、道路交通取締り法によりまして、運轉免許その他の免許は今後警察行政の方に入るのじやないかと思われませんが、そうすると車体検査その他の場合と別個に二重にその設備をして今後やらなくちやならないかと思いますが、従来は警察行政一本でやっていたため、あらゆる点で両々相俟つてやつて行けたのぢやないかと思うのであります。そういう点はいかがでありますか。

当業者も困つてゐる点があると思ひますが、本法が施行されるとすると、相当廣汎な権能があるわけでございますが、これとの關係で自動車事務所と地方鉄道局との権限の按配なり、或いは機構自体を何かお變えになるお考えがありますか。もう一つ本法にありまする委員会なんですが、八條ですか、道路運送委員会、これに關する關係は末尾に政令で決めると、こうあります。これに對する何か構想でもおありでしたら御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員（郷野基秀君） 自動車事務所の性格でございしますが、これは只今運輸省官制の十七條によりまして、鉄

の規定に基きまして、鉄道局の下級官廳としまして、この事務を分掌するという建前は変らないわけでありますが、できるだけ地方行政との結び付きも考えまして、鉄道局の下級官廳として自動車事務所があります以上、鉄道局との連絡は十分に取れると存じますので、地方廳との間の事務の連絡、又迅速な事務の処理ということをもに引續きまして、相當な権限は鉄道局長の持つておりますものについて、事實上これに担当させるという行き方で参りたいと存じております。尙今後、の道路運送法施行につきましての全般

見て左右せられるというようなことになりましますので、この委員の任命につきましましては各都道府縣知事におかれまして、最も適任者を推薦して頂きたい、かように考えておりますが、大體この委員会につきましては刑余の人でありますとか、破産者でありますとかいうような欠格事項に当らない人につきまして御推薦を頂き、尙民間の意見を聴きたい、こういう趣旨からお願いしたらどうかと考えております。それから委員の任期は、大體五年くらいに規定をさして頂いたらどうかと考えております。但し第一回に就任

ような場合におきましては、警察にお
 きましてこれが取締りに当ることと
 存じます。併しながら私共は又道路運
 送法並びにこれに基づく法規により
 して、行政秩序の維持という見地か
 ら、事前に、道路に出まして危険を生
 ずるような車のございませんに、
 整備につきまして指導監督をして参り
 たいと考えております。従いまして道
 路交通の取締り、特に道路上における
 危険防止その他交通の安全を図るとい
 う見地から、警察におきまして道路交
 通取締り法、又道路運送法によります
 る法規につきましても、これと関聯す

○政府委員(郷野基秀君) 車輛の整備、又使用の許可につきましては、結局これは登録いたしまして、車輛の検査証を交付するということになります。が、この關係におきましては道路運送法の系統におきまして、一元的にこれを担当して参ります。ただ只今お話のように運輸免許の關係につきましては、これは或いは廣い意味におきまして、道路運送法の關係に取入れて行つて、いいのぢやないかという議論もありうると思ひますが、車輛が道路運送の面におきまして、輸送力を構成いたしまする要素として、頗る重要な事項

道局の事務を分掌する機構ということになつております。従いまして鉄道局長の担当いたしました職務権限につきまして、その一部を委任に基づきまして、自動車事務所長が担当して参るということになつておりますので、只今御指摘のように権限の問題について十分はつきりしないというような問題が、或いは起り得るのではないかと考へておりますが、現状におきましては取敢えず自動車交通事業法に基づきまする省令の規定を改正いたしましたので、八月から自動車事務所の担当いたしましたる輸送行政についての権限は大

的な行政機構の問題は、私共といたしましては今後いろいろ研究をしなければならぬ問題であるとは存じておりますが、差当り現在の地方におきましては、鉄道局、自動車事務所、こういう筋によりまして、今申上げましたように、一般会計と特別会計の両方の面で自動車事務所を運営して参らなければならぬと存じております。この問題につきましては、中央官廳の機構などが審議せられますに当りまして、地方の問題も更に検討を加へまして、処理して参らなければならぬという問題があると考えております。

る面につきましては取締りを実施して参ることに存じまするが、私共の行政を担当して行きます上におきまして、この点におきましては、十分に警察側とも内務省側とも起案の際におきましても、打合せをいたしておりまするし、実際に交通取締りを実施して参ります上におきましても、おの／＼指導の立場は異つておりまするが、固く相俟ちまして道路運送の発達、交通

す。そうしてこの委員会におきましてはいろいろ関係者に対して必要な報告、情報又は資料を求める権限もございまして、尚必要がありま

ときは公務所、道路運送事業者若しくはその組織する団体又は学識経験ある者に必要な調査を嘱託するといふような規定もございまして、廣く委員会独自の立場から資料を調達し、その上に公正な意見を立てることができるといふに、この法律の規定はできております。尚道路運送委員会は、事件関係人又は参考人に対し出頭を求めその意見又は報告を、第三項の規定による職務

を行なう場合にはその報告を徴しなればならないことになっております。が、必要に應じまして公聴会も開くといふことになるかと考えております。それから尚申し残しましたが、道路運送委員会におきましては、この諮問事項に答えまする外に、関係行政廳に建議をする権限も認められておりますので、この面におきまして積極的な意見の具申ができ、従いまして積極的にいろいろ活動することでもできるのじやないかと考えております。

○委員長(板谷順助君) いかがですか、外に御質問は……

○村上義一君 ちよつと只今配布を受けました、この資料の表についてお尋ねしたいのですが、六ページの表には、公共団体経営バス事業の概況という題になっておりますが、これは公共団体の経営しておるバス事業の輸送人員が約十億……九億八千万という意味でございませうか、ここに合計と全國と書いてあるのですが、この合計というのは公共団体であつて、全國というのは、本當にひとり公共団体

の経営バス事業のみならず、すべての民間会社の分も含んでのことじやないでしようか。

○政府委員(郷野基秀君) お話の通りこの全國の欄にありまして九億八千二百八十六万二千余人と申しますのは、民営を含めまして全國のバス業者の輸送人員でございまして、

○村上義一君 そうしますとこの題の公共団体経営といふ文字は削つておいた方がよろしうございませうね。

○政府委員(郷野基秀君) これは実は二十九條の規定もございまして、公営のその御参考にも存じまして、公営の事業の状態を主にいたしまして、この表に掲げまして、そうして全國の民営業者の輸送いたしますものも合せまして、対比をして頂くという趣旨でございまして、

○村上義一君 尚もう一つ伺いたいのですが、三表、四表のトラックの輸送実績の表であります、これは小運送業者の使用しておりますトラックも含んでおるものと考えるのであります、尚その物質は、ここに掲げてありますのは特殊な重要物資だけのようによ考えられるのであります、その他の物質は大体どれくらい輸送しておるといふ御推定であります、推定でも結構であります、只今でなくとも結構です。この次まで結構ですが聴かして頂きたい。

○政府委員(郷野基秀君) 小運送業者の取扱います数字もこの中に入つてあると思ひますが、その点よく確かめまして御返事申上げます。尚ここに挙げてあります数字の中で抜けておりますのは、いわゆる家用でございまして、これは営業用だけを重要物資

につぎましては掲げてありますので、この外に家用によつて輸送せられるものを加へますと、二十一年度の輸送の実績は一億五、六千万トントに達する見込でございまして、

○村上義一君 営業用のものは三万三千輛余りでありまして、家用は四万を超過しておる。勿論家用車の効率は非常に低いものと推定せられるのであります。今大体一億五、六千万トンのトラックの運ぶ……勿論ここに「其他」といふ欄が最後の欄にありますが、これは全部を意味しておるんですか。尚その点ちよつと伺いたい。各品種を総括しておりますか。

○政府委員(郷野基秀君) 「其他」の欄におきましては、この欄に上つておりません輸送物資を全部包含いたしております。それから只今お話の家用の自動車も営業用の自動車の数を超えておりました状態は、終戦後特に顯著になつて参りました最近の一つの傾向でございまして、

○委員長(板谷順助君) 他に御質疑はありますか。

○小野 哲君 只今村上さんから資料の内容についての御質問があつたのでございまして、この資料の外に法律案審議の必要から現行の道路運送に関する中央地方の行政組織を一覽表にでもされたものを御示し願ひたい。それからこの法律案の各章に政令に委任をされておる條文があるのではありませんか、政令並びに命令案の要綱が準備されておりましたら、それをお示し願ひたい。尚又先程郷野政府委員からの御説明によりますと、この法律案はアメリカの道路運送に関する法規を参考

にされたところがあるように見受けま

するもので、どういふ点を御参考にお探りになりましたか、アメリカの現行法律の内容の概要を若し準備がございすればお示しを願ひたいと思ひます。尚質問の総括的な問題も相当今後あるんではないかと思ふのであります、委員長いかがでございませうか、尚お続けになりますか。

○委員長(板谷順助君) 本日は初めて上程されて政府側から説明があつたのであります、又引續いて質疑應答をやります。

○村上義一君 只今小野委員からこの道路運送法案そのものについての御準備を願ひたい事項を御注文になりました。大体私の希望しておるものも盡されておるのですが、ただ一つ政府としては將來日本の道路運送についてのあり方はどうあるべきであるかという意見を前提としてこの法案をお作りになつておるのじやないかと思ふのであります、従いまして將來日本の自動車事業のあり方、將來の計画と申しますか、これを一つこの次に大要で結構でありますがお示し願ひたいと思ひます。

○委員長(板谷順助君) それでは今の法案につきましては引續き質疑を行ふことにいたします。そこで自動車業の民営か或いは省營かという根本問題について、只今大臣を呼んであります、大臣は衆議院の委員会に今答弁しておるであります。その間暫くお待ち願つて、小林君が交通委員として先般水害地を視察されたのであります、大体でよろしうございませうから、小林君から御説明願ひたいと思ひます。

○小林勝馬君 去る十八日院議を以ちまして、農林、運輸交通、厚生、國土計画の四委員会を斟酌して二十名の水害地派遣團を御編成せられたのでござい

います。丁度私民主党から選ばれておりました。二十三日の夜半歸つて参りました。本日の新聞に私共の行動につきましていろいろ皆様方に御迷惑をかけておることは甚だ申訳なく存する次第でございまして、私共といたしましては一点のやましいところもないのでございまして、それはここにございましては所言申上げることができると

でございます。只今までは水害地の調査その他調査と言へば、ただ挨拶をして来るようなもので、却つて先方に御迷惑をかけるようなことがあるから、今度は國會の方から行くわけで、新國會の立場も考慮を十分にして買いたいといふことは議長から申し渡された問題でございまして、調査その他につきましては熱が入り過ぎた結果不評を買つたといふことも考えられるのでございまして、私共参りました運輸交通に關しましては、一般的の運輸關係は當局の御発表の通りでござい

ます。從來は水害その他災害が突発した場合は、我が國におきましては軍隊その他がございましてために、いざという場合にトラックも出せるし、軍隊も出せる、こういう結果何ら支障なく早急に手当てできたのでございまして、敗戦後の現在におきまして、例えばガソリンがない、自動車がない、こういうために施設の復旧も非常に遅れておる現状でございまして、例えば果樹の上流の決壊箇所私共が参りまして、トラックが何台か、本當に何台か

動いておるに過ぎなくつて、当局の方にお伺いしましたところ自動車自体を駆り集めても二十台そこ／＼間に合せのに一苦勞する、それにガソリンが御承知の通りないためにあらゆる点で困つておるのだ、こういう点は是非國會といたしまして、今後こういう災害のための備蓄と申しますか、いろいろの手当、そういうことを是非やつて貰いたい。尙軍隊がない今日でございまして、警防隊その他を無き集めても結構だけれども、それに使う資材、これをふだんから用意して置かうように是非國會にお願ひしたい。こういうような現状でございまして。

その他、参りましていろいろ私共の運輸交通関係といたしましては、大した支障もなくやつておる現状でございまして。以上御報告申し上げます。

○丹羽五郎君 今小林君のお話を承承りましたのですが、実は今日小林議員がここに御出席になつております。ところで私一應のことをお尋ねしたい。かように考えておつたところが、今小林議員から一應の説明はあつたのです。この新聞記事の問題は二、三日、前某縣の知事は、議員の現場視察は平にお断りしたいというような極端な記事を出しているため、私共議員として非常に憤慨しておつたのであります。が、因らずとも今朝の新聞を見まして、その行動たるや議員にあるまじき行動を取つたというのを羅列し、而もその中に我が交通委員の同僚たる小林議員の名前が掲げられてあつたのを見た折は、聊か私も淋しく感じたのであります。今小林議員の一應の説明によりましますと、私は万々そういうようなことはなかつた、かように考えて

おりますが、又小林議員の答弁によりましますと、そういう事実のないことを深く自分は新つてゐる次第でありまして、若し不幸にして万一そういうような新聞の記事の事実のことが現われるならば、始めて生れた参議院の面目にかけても、私はこの問題を究明して見たい。かように考えております。今小林君の事前の説明によりまして、一應私の意見はこれで切つておきたい。かように考えております。

○委員長(板谷順助君) 速記を止めて下さい。

○委員長(板谷順助君) それでは速記を始めて下さい。大臣がお見えになりましたから自動車の民営官営の問題について御質問があります。その根本方針は……小野君。

○小野 哲君 今回道路運送法案が立案されました、その中には一般民営自動車に関する諸般の規定もありませんし、更に又國營自動車運送事業に関する規定も設けられておるのであります。先般來私共の手許には、お聞き及び存じますけれども、國營自動車運送開始につきましても、反對意見が各方面から、実は特に一地方におきましては激烈な反對陳情まで行われておるといふような状況であります。又正式に本議院に対して請願若しくは陳情いたしておる向きもあるものであります。かような点は具体的問題でございまして、一々ここで取上げますことはいかがと存じまするので差控えたいと思ひますが、問題はこの道路運送法案が我が國における道路運送事業に關する根本的な法規である。言い換へれば從來各種の法令によりまして

規律されておりました道路運送事業が、今回のこの新しい法律の制定によりましてその秩序が確保されて行く、こういうことに相成ります。政府当局におかれましては、我が國の自動車運送事業を將來いかなる形において助長促進せようとしておられるか、更にこれが運送の形式につきましましては國營によるべきであるか、或いは又民営によるべきであるか。これらの問題につきましても今後自動車運送事業を助長促進をせまう上から言ひましても、根本の問題になるのではないかと、かように考えるのでござい

ます。先般本委員会の開会の席上におきましてこの問題が取り上げられまして、委員から質問いたしたような次第でありましたが、本日は運輸大臣御出席の機会を得ましたので、大臣の御所見を伺えますれば大変都合かと思ひるのでございまして。以上今後における自動車運送事業の運送方針並びに運送形態に關します御所見をお伺ひしたいと思ひます。

○國務大臣(吉米地兼三君) お答えいたします。從來國營自動車事業を行ひます方針といたしましては、鐵道を布設するといふ目的を持つておりながらできないといふ所へ、その鐵道の代りに運行するといふような場合、或いは奥地の開拓のために普通の營業者では採算が取れないといふ場合に、國の力を以て奥地の開拓のために布設をする。こういう場合とか、若しくは鐵道の補助輸送といたしまして國營自動車車を動かすといふふうになつておるわけでありまして、重要な各地の輸送につきましましては、大體民間の企業者に委しておつたわけでありまして、そ

の点については現在でも變りがないのであります。併しながらか戦時中車輛その他の不足が重なり合ひまして、可なり民間の会社が輸送上不自由を地方民に與えておるといふことが多々ございまして。それ故地方民はどうしてもこれを國の力で自動車車を動かして欲しいという陳情が方々にございまして。折角民營がやつておられますから、若し出来ればその力を増強いたしまして、そういう地方民の満足を得られるような運行ができることを望むのであります。が、どうしてもその実現ができませんという地方民のために便宜を與えてやりたいといふような方針を採つて参つたのでございまして。暫くの間やはりそういう方針で行かなければならないと思ひます。併し大きく考えまして、日本の交通運輸は鐵道と並行して大きな幹線道路の完備と併ひまして、自動車による輸送といふことが考えられる時代があるやうなところがあります。その場合には又從來の國營自動車の施設目的とは多少變つた意味で、これを検討し直す時期があつてもよいのではないかと私は考えておるような次第であります。今のは従來のその形を取

り、そして現実に非常に不自由な所に対しては検討を加へまして、そうして國營自動車を行なつて行く、こう考へておるわけでありまして。今度この法案が通りますれば、いわゆる道路運送委員会というものができます。その際には國營の自動車と雖も悉くこの委員会に掛けて審議をして行くつもりでございまして、これからは強断的にやることがないと思ふのでありまして、その辺は円滑に行くと、こう考へてお

ります。○小野 哲君 只今大臣から國營自動車の運送方針につきましても御答弁がございしましたが、根本の問題といたしましては、自動車運送事業が鐵道等の交通機關と相俟つてその使命を十分に果たすように政府が指導し、又援助して参るといふことが必要であらうと思ひます。特に現在行われております國營自動車路線の状況がどうかと申しますと、決して十分なサービスを提供してゐない。これは運輸當局の方でも十分是認されることではなかつたかと思ふのでござい

ます。従つて仮に國營自動車の運送を行うといふ考え方を一應是認するといひました。既存の國營自動車路線の整備充実に關しては、政府としては十分力を致しまして、國營自動車を運送するその利用價值を十分に發揮するといふ方面に努力をすべきでありまして、すでに民營の自動車營業者がある所へ、仮に沿道民の陳情があるからと言つて、直ちに國營自動車の計画を実施するといふことは、余程慎重に考えなければならぬ点ではないかと思ひます。言ひ換へれば例へて申しますと、その筋の方面から拂下げた車輛の配分等においても、これらの点を十分に勘案されまして、民營自動車を經營しておる区間の弱面に車輛その他の充実に關して行つて行くといふことによつて、いわゆるこの法律案の望んでおられる公共の福祉の増進のために行政官廳として御盡力になるといふことが本來の行き方ではないか、かように思ふのであります。本委員会といたしましても諸陳情の中で、國營自動車に關する案件も数々あるので

あります。○小野 哲君 只今大臣から國營自動車の運送方針につきましても御答弁がございしましたが、根本の問題といたしましては、自動車運送事業が鐵道等の交通機關と相俟つてその使命を十分に果たすように政府が指導し、又援助して参るといふことが必要であらうと思ひます。特に現在行われております國營自動車路線の状況がどうかと申しますと、決して十分なサービスを提供してゐない。これは運輸當局の方でも十分是認されることではなかつたかと思ふのでござい

なことはなからうと、かように考へて
換えれば従来各種の法令によりまして、そ
に委しておたつたわけでありまして、そ
その辺は円滑に行くと、こう考へてお
營自動車に関する案件も数々あるの

ありますが、政府当局の根本の考へ方
をも伺ひまして、適当に処理いたすよ
うにして参りたいというので、小委員
会の御設置を願ひまして、目下進行い
たしてあるような次第であります。さ
ような意味合において國營自動車或い
は民營自動車、言い換れば自動車運送
事業の根本的な考へ方、政府の方針と
いうものが打ち立てられることにより
まして、一面國有鉄道の再建計画とも
視み合せて、國營自動車を動員いたし
まして、こういう点について眞剣な御
検討を煩わしたいと思はるうのであり
ます。言い換れば單に國營がよいか、

考へ方ではないか、今日この道路運送法案を御提案になるこ
の機会に、これに伴う政策の面におき
まして、新たな考へ方をお持ちにな
ることが必要でないか、かように
考へる次第であります。

る地方には漸次國營自動車を動かすこ
う考へるべきではないか、こ
う思ふのでありまして、これは事実問
題に即してやることを御了承願いま
す。

は委員会を組織して、委員の即ち公正
なる而も慎重なる審議の下において、
この行政の企画を審議するといふよう
な條件もありましたから、私はこれで
大体運営が決定したならばよいのじや
ないか、かように考へる者であります
が、直ちにこの民營助長論について御
賛成をされたといふことにつきましては
、將來殘るべき問題であるから、そ
の点についてはお考え直しの程を切に
希望したい、こう考へる次第でありま
す。

あるからそういう点はつまり止めて賣
いたい。それから又鉄道の連絡止
むを得んとか、或いは又奥地開発の上
において止むを得んといふことである
ならば、これは別問題であります。け
れども、若し民營がいかにないならば、
いわゆる監督権があるから、或いはそ
の車体を殖やせとか、或いははできるだ
け改良したらいじやないかといふこ
とは、あなたの方に監督権を持つてい
る。ところが一般地方民が國營ならば
サーヴィスもいじやない、車体も派山
廻すだらう、資金も賤いだらうといふ
ような狙いなんです。ところが現在御
承知の通り鉄道はもう赤字々々が続い
ていふようなわけで、恐らくは省營自
動車のこの收支も余程大きな赤字にな
つていふと思はる。だからこゝういふ
点は余程御考慮になつて、別にどうも
民營万能といふわけじやないけれど
も、民營はできるだけやつぱり助長
達せるといふ方針は持つてお進みに
なつた方がいじやないか、こゝう私は
考へます。

民營がよいかといふ一つの論議ばかり
でなく、同時に國營自動車を存置する
ことが國有鉄道との関連において今後
必要であるかどうか、又さうしなけれ
ばならないかどうかといふところまで
掘り下げた御検討を煩わさなければな
らないかと思ふのであります。言い換
れば更に運輸省内部の機構から申しま
すと、この國營自動車の問題はひとり
陸運監理局の中の問題でなく、鉄道
總局自體が眞面目にこれを取上げなけ
ればならない問題である。従つて運輸
大臣というお立場におかれましては、
総合的な観点からお取上げを願わなけ
ればならないのではないか、私はかよ
うに考へる者でございます。さうな
意味合におきまして、従来から國營自
動車を運行いたします所はこゝういふ所
にやるのだといふことは、大体運輸當
局としこの御方針として決つておるよ
うであります。今後の事態並びに將
來は必ずしもそれによつては処理でき
ないものがある。運輸大臣もその点に
ついてお悩になつておりますので、
私も同感であります。従来考へるよ

○國務大臣(吉米地義三君) 小野委員
のお話至極賛成であります。新時代に
おける國運の交通輸送という面からい
たしますれば、従来考へるような鉄道偏重
だけでは足りないと思ふのです。どう
しても將來は道路の整備と共に、その
上を走らせる自動車交通といふことに
相当大きな重点が置かれまして、その
自動車輸送と鉄道輸送とは恐らく姉妹
の關係を持つて発達して行かなければ
ならないのじやないかと思ふのであり
まして、その観点からは從來の國營自
動車の運行方針とは變つて來てもよい
のじやないか、それには今丁度時期が
到達してゐるであらうといふ御意見に
對しては同感であります。ただ現在各
地方から陳情が頻りに参つております
ところの省營自動車の運行を希望する
のは、要するに先程申し上げました私設
会社では非常に不便を感じておるとい
う点が事實あるのです。それでありま
すから徒らに民間の事業を圧迫するこ
うな事柄でなしに、その民間事業が手
を盡したとしても尙足りないといふ面
に對しては、國營自動車を動かすとい
ふことも考へてやらなければならん
と思ふのであります。殊に各地方とも
一路線一社といふことになつておるま
すので、その弊害の面も現れておる
点がありまして、これは監督を嚴重に
やればよいのだと言つても、事實さう
いふ不便を民間に與えておるところが
ありますから、これは實際に即して或

○内村清次君 只今自動車行政の根本
問題について小野委員から大臣の方針
を聴かれたわけでありまして、小野委
員の御意見の中には、先ず民營論及び
國營論の中にありまして大体御意見の
強い面においては民營助長論の方に今
後進むべきであるといふような御意見
を拜承したわけでありまして、これに對
して大臣は直ちにその方針は賛成であ
るといふような御答弁がありました。こ
の資料の非常に逼迫した状態におきま
して、取扱うべき重要物資は山積して
おる。かような状態において直ちに民
營そのものを助長する、今後國策の面
から送るべきところの品物をせよ送ら
なければならぬが、それが採算が取
れないといふ關係の向きに對して、そ
うして國營みずからこれをやつて、こ
の輸送をするといふような点につきま
しての一部國營を今後勘案して施行し
て行くといふような方針につきまして
は、私賛成する者であります。この
問題はやはりお互がよくこの議題を議
題として慎重審議しなくちやならぬ
問題であるし、又先程運輸大臣が言わ
れましたように、この行政面について

○國務大臣(吉米地義三君) 今小野委
員のお話は民營助長論とは私聞かない
のです。現在やつておるものを特に圧
迫してまでやる必要はないじやないか
といふことでありまして、無論今與え
ております路線及びその運送面に對し
ては、できるだけ政府も助成しなきや
ならん。なりませんが、それでも尙且
つかないところ、届かないところが
あります。さういふところに對しまし
ては省營をやることも許さない、こゝ
ういふことで、必ずしも民營万能で言
つてゐるわけじやございません。

○國務大臣(吉米地義三君) 私の申上
げたのは民營万能論じやない、こゝう
いふことを申上げたので、できるだけ國
民の便宜になるように政府も助成して
やるといふことは、これはもう當然で
あります。が、今後はすべて運送委員会
といふものができまして、それとも協
議いたしますから、從來考へるような弊害
が取除けられるのじやないか、こゝう思
います。

○國務大臣(吉米地義三君) 小野委員
のお話至極賛成であります。新時代に
おける國運の交通輸送という面からい
たしますれば、従来考へるような鉄道偏重
だけでは足りないと思ふのです。どう
しても將來は道路の整備と共に、その
上を走らせる自動車交通といふことに
相当大きな重点が置かれまして、その
自動車輸送と鉄道輸送とは恐らく姉妹
の關係を持つて発達して行かなければ
ならないのじやないかと思ふのであり
まして、その観点からは從來の國營自
動車の運行方針とは變つて來てもよい
のじやないか、それには今丁度時期が
到達してゐるであらうといふ御意見に
對しては同感であります。ただ現在各
地方から陳情が頻りに参つております
ところの省營自動車の運行を希望する
のは、要するに先程申し上げました私設
会社では非常に不便を感じておるとい
う点が事實あるのです。それでありま
すから徒らに民間の事業を圧迫するこ
うな事柄でなしに、その民間事業が手
を盡したとしても尙足りないといふ面
に對しては、國營自動車を動かすとい
ふことも考へてやらなければならん
と思ふのであります。殊に各地方とも
一路線一社といふことになつておるま
すので、その弊害の面も現れておる
点がありまして、これは監督を嚴重に
やればよいのだと言つても、事實さう
いふ不便を民間に與えておるところが
ありますから、これは實際に即して或

○國務大臣(吉米地義三君) 小野委員
のお話至極賛成であります。新時代に
おける國運の交通輸送という面からい
たしますれば、従来考へるような鉄道偏重
だけでは足りないと思ふのです。どう
しても將來は道路の整備と共に、その
上を走らせる自動車交通といふことに
相当大きな重点が置かれまして、その
自動車輸送と鉄道輸送とは恐らく姉妹
の關係を持つて発達して行かなければ
ならないのじやないかと思ふのであり
まして、その観点からは從來の國營自
動車の運行方針とは變つて來てもよい
のじやないか、それには今丁度時期が
到達してゐるであらうといふ御意見に
對しては同感であります。ただ現在各
地方から陳情が頻りに参つております
ところの省營自動車の運行を希望する
のは、要するに先程申し上げました私設
会社では非常に不便を感じておるとい
う点が事實あるのです。それでありま
すから徒らに民間の事業を圧迫するこ
うな事柄でなしに、その民間事業が手
を盡したとしても尙足りないといふ面
に對しては、國營自動車を動かすとい
ふことも考へてやらなければならん
と思ふのであります。殊に各地方とも
一路線一社といふことになつておるま
すので、その弊害の面も現れておる
点がありまして、これは監督を嚴重に
やればよいのだと言つても、事實さう
いふ不便を民間に與えておるところが
ありますから、これは實際に即して或

○國務大臣(吉米地義三君) 小野委員
のお話至極賛成であります。新時代に
おける國運の交通輸送という面からい
たしますれば、従来考へるような鉄道偏重
だけでは足りないと思ふのです。どう
しても將來は道路の整備と共に、その
上を走らせる自動車交通といふことに
相当大きな重点が置かれまして、その
自動車輸送と鉄道輸送とは恐らく姉妹
の關係を持つて発達して行かなければ
ならないのじやないかと思ふのであり
まして、その観点からは從來の國營自
動車の運行方針とは變つて來てもよい
のじやないか、それには今丁度時期が
到達してゐるであらうといふ御意見に
對しては同感であります。ただ現在各
地方から陳情が頻りに参つております
ところの省營自動車の運行を希望する
のは、要するに先程申し上げました私設
会社では非常に不便を感じておるとい
う点が事實あるのです。それでありま
すから徒らに民間の事業を圧迫するこ
うな事柄でなしに、その民間事業が手
を盡したとしても尙足りないといふ面
に對しては、國營自動車を動かすとい
ふことも考へてやらなければならん
と思ふのであります。殊に各地方とも
一路線一社といふことになつておるま
すので、その弊害の面も現れておる
点がありまして、これは監督を嚴重に
やればよいのだと言つても、事實さう
いふ不便を民間に與えておるところが
ありますから、これは實際に即して或

○國務大臣(吉米地義三君) 小野委員
のお話至極賛成であります。新時代に
おける國運の交通輸送という面からい
たしますれば、従来考へるような鉄道偏重
だけでは足りないと思ふのです。どう
しても將來は道路の整備と共に、その
上を走らせる自動車交通といふことに
相当大きな重点が置かれまして、その
自動車輸送と鉄道輸送とは恐らく姉妹
の關係を持つて発達して行かなければ
ならないのじやないかと思ふのであり
まして、その観点からは從來の國營自
動車の運行方針とは變つて來てもよい
のじやないか、それには今丁度時期が
到達してゐるであらうといふ御意見に
對しては同感であります。ただ現在各
地方から陳情が頻りに参つております
ところの省營自動車の運行を希望する
のは、要するに先程申し上げました私設
会社では非常に不便を感じておるとい
う点が事實あるのです。それでありま
すから徒らに民間の事業を圧迫するこ
うな事柄でなしに、その民間事業が手
を盡したとしても尙足りないといふ面
に對しては、國營自動車を動かすとい
ふことも考へてやらなければならん
と思ふのであります。殊に各地方とも
一路線一社といふことになつておるま
すので、その弊害の面も現れておる
点がありまして、これは監督を嚴重に
やればよいのだと言つても、事實さう
いふ不便を民間に與えておるところが
ありますから、これは實際に即して或

○國務大臣(吉米地義三君) 小野委員
のお話至極賛成であります。新時代に
おける國運の交通輸送という面からい
たしますれば、従来考へるような鉄道偏重
だけでは足りないと思ふのです。どう
しても將來は道路の整備と共に、その
上を走らせる自動車交通といふことに
相当大きな重点が置かれまして、その
自動車輸送と鉄道輸送とは恐らく姉妹
の關係を持つて発達して行かなければ
ならないのじやないかと思ふのであり
まして、その観点からは從來の國營自
動車の運行方針とは變つて來てもよい
のじやないか、それには今丁度時期が
到達してゐるであらうといふ御意見に
對しては同感であります。ただ現在各
地方から陳情が頻りに参つております
ところの省營自動車の運行を希望する
のは、要するに先程申し上げました私設
会社では非常に不便を感じておるとい
う点が事實あるのです。それでありま
すから徒らに民間の事業を圧迫するこ
うな事柄でなしに、その民間事業が手
を盡したとしても尙足りないといふ面
に對しては、國營自動車を動かすとい
ふことも考へてやらなければならん
と思ふのであります。殊に各地方とも
一路線一社といふことになつておるま
すので、その弊害の面も現れておる
点がありまして、これは監督を嚴重に
やればよいのだと言つても、事實さう
いふ不便を民間に與えておるところが
ありますから、これは實際に即して或

○國務大臣(吉米地義三君) 小野委員
のお話至極賛成であります。新時代に
おける國運の交通輸送という面からい
たしますれば、従来考へるような鉄道偏重
だけでは足りないと思ふのです。どう
しても將來は道路の整備と共に、その
上を走らせる自動車交通といふことに
相当大きな重点が置かれまして、その
自動車輸送と鉄道輸送とは恐らく姉妹
の關係を持つて発達して行かなければ
ならないのじやないかと思ふのであり
まして、その観点からは從來の國營自
動車の運行方針とは變つて來てもよい
のじやないか、それには今丁度時期が
到達してゐるであらうといふ御意見に
對しては同感であります。ただ現在各
地方から陳情が頻りに参つております
ところの省營自動車の運行を希望する
のは、要するに先程申し上げました私設
会社では非常に不便を感じておるとい
う点が事實あるのです。それでありま
すから徒らに民間の事業を圧迫するこ
うな事柄でなしに、その民間事業が手
を盡したとしても尙足りないといふ面
に對しては、國營自動車を動かすとい
ふことも考へてやらなければならん
と思ふのであります。殊に各地方とも
一路線一社といふことになつておるま
すので、その弊害の面も現れておる
点がありまして、これは監督を嚴重に
やればよいのだと言つても、事實さう
いふ不便を民間に與えておるところが
ありますから、これは實際に即して或

○國務大臣(吉米地義三君) 小野委員
のお話至極賛成であります。新時代に
おける國運の交通輸送という面からい
たしますれば、従来考へるような鉄道偏重
だけでは足りないと思ふのです。どう
しても將來は道路の整備と共に、その
上を走らせる自動車交通といふことに
相当大きな重点が置かれまして、その
自動車輸送と鉄道輸送とは恐らく姉妹
の關係を持つて発達して行かなければ
ならないのじやないかと思ふのであり
まして、その観点からは從來の國營自
動車の運行方針とは變つて來てもよい
のじやないか、それには今丁度時期が
到達してゐるであらうといふ御意見に
對しては同感であります。ただ現在各
地方から陳情が頻りに参つております
ところの省營自動車の運行を希望する
のは、要するに先程申し上げました私設
会社では非常に不便を感じておるとい
う点が事實あるのです。それでありま
すから徒らに民間の事業を圧迫するこ
うな事柄でなしに、その民間事業が手
を盡したとしても尙足りないといふ面
に對しては、國營自動車を動かすとい
ふことも考へてやらなければならん
と思ふのであります。殊に各地方とも
一路線一社といふことになつておるま
すので、その弊害の面も現れておる
点がありまして、これは監督を嚴重に
やればよいのだと言つても、事實さう
いふ不便を民間に與えておるところが
ありますから、これは實際に即して或

○國務大臣(吉米地義三君) 小野委員
のお話至極賛成であります。新時代に
おける國運の交通輸送という面からい
たしますれば、従来考へるような鉄道偏重
だけでは足りないと思ふのです。どう
しても將來は道路の整備と共に、その
上を走らせる自動車交通といふことに
相当大きな重点が置かれまして、その
自動車輸送と鉄道輸送とは恐らく姉妹
の關係を持つて発達して行かなければ
ならないのじやないかと思ふのであり
まして、その観点からは從來の國營自
動車の運行方針とは變つて來てもよい
のじやないか、それには今丁度時期が
到達してゐるであらうといふ御意見に
對しては同感であります。ただ現在各
地方から陳情が頻りに参つております
ところの省營自動車の運行を希望する
のは、要するに先程申し上げました私設
会社では非常に不便を感じておるとい
う点が事實あるのです。それでありま
すから徒らに民間の事業を圧迫するこ
うな事柄でなしに、その民間事業が手
を盡したとしても尙足りないといふ面
に對しては、國營自動車を動かすとい
ふことも考へてやらなければならん
と思ふのであります。殊に各地方とも
一路線一社といふことになつておるま
すので、その弊害の面も現れておる
点がありまして、これは監督を嚴重に
やればよいのだと言つても、事實さう
いふ不便を民間に與えておるところが
ありますから、これは實際に即して或

○國務大臣(吉米地義三君) 小野委員
のお話至極賛成であります。新時代に
おける國運の交通輸送という面からい
たしますれば、従来考へるような鉄道偏重
だけでは足りないと思ふのです。どう
しても將來は道路の整備と共に、その
上を走らせる自動車交通といふことに
相当大きな重点が置かれまして、その
自動車輸送と鉄道輸送とは恐らく姉妹
の關係を持つて発達して行かなければ
ならないのじやないかと思ふのであり
まして、その観点からは從來の國營自
動車の運行方針とは變つて來てもよい
のじやないか、それには今丁度時期が
到達してゐるであらうといふ御意見に
對しては同感であります。ただ現在各
地方から陳情が頻りに参つております
ところの省營自動車の運行を希望する
のは、要するに先程申し上げました私設
会社では非常に不便を感じておるとい
う点が事實あるのです。それでありま
すから徒らに民間の事業を圧迫するこ
うな事柄でなしに、その民間事業が手
を盡したとしても尙足りないといふ面
に對しては、國營自動車を動かすとい
ふことも考へてやらなければならん
と思ふのであります。殊に各地方とも
一路線一社といふことになつておるま
すので、その弊害の面も現れておる
点がありまして、これは監督を嚴重に
やればよいのだと言つても、事實さう
いふ不便を民間に與えておるところが
ありますから、これは實際に即して或

○國務大臣(吉米地義三君) 小野委員
のお話至極賛成であります。新時代に
おける國運の交通輸送という面からい
たしますれば、従来考へるような鉄道偏重
だけでは足りないと思ふのです。どう
しても將來は道路の整備と共に、その
上を走らせる自動車交通といふことに
相当大きな重点が置かれまして、その
自動車輸送と鉄道輸送とは恐らく姉妹
の關係を持つて発達して行かなければ
ならないのじやないかと思ふのであり
まして、その観点からは從來の國營自
動車の運行方針とは變つて來てもよい
のじやないか、それには今丁度時期が
到達してゐるであらうといふ御意見に
對しては同感であります。ただ現在各
地方から陳情が頻りに参つております
ところの省營自動車の運行を希望する
のは、要するに先程申し上げました私設
会社では非常に不便を感じておるとい
う点が事實あるのです。それでありま
すから徒らに民間の事業を圧迫するこ
うな事柄でなしに、その民間事業が手
を盡したとしても尙足りないといふ面
に對しては、國營自動車を動かすとい
ふことも考へてやらなければならん
と思ふのであります。殊に各地方とも
一路線一社といふことになつておるま
すので、その弊害の面も現れておる
点がありまして、これは監督を嚴重に
やればよいのだと言つても、事實さう
いふ不便を民間に與えておるところが
ありますから、これは實際に即して或

○國務大臣(吉米地義三君) 小野委員
のお話至極賛成であります。新時代に
おける國運の交通輸送という面からい
たしますれば、従来考へるような鉄道偏重
だけでは足りないと思ふのです。どう
しても將來は道路の整備と共に、その
上を走らせる自動車交通といふことに
相当大きな重点が置かれまして、その
自動車輸送と鉄道輸送とは恐らく姉妹
の關係を持つて発達して行かなければ
ならないのじやないかと思ふのであり
まして、その観点からは從來の國營自
動車の運行方針とは變つて來てもよい
のじやないか、それには今丁度時期が
到達してゐるであらうといふ御意見に
對しては同感であります。ただ現在各
地方から陳情が頻りに参つております
ところの省營自動車の運行を希望する
のは、要するに先程申し上げました私設
会社では非常に不便を感じておるとい
う点が事實あるのです。それでありま
すから徒らに民間の事業を圧迫するこ
うな事柄でなしに、その民間事業が手
を盡したとしても尙足りないといふ面
に對しては、國營自動車を動かすとい
ふことも考へてやらなければならん
と思ふのであります。殊に各地方とも
一路線一社といふことになつておるま
すので、その弊害の面も現れておる
点がありまして、これは監督を嚴重に
やればよいのだと言つても、事實さう
いふ不便を民間に與えておるところが
ありますから、これは實際に即して或

○國務大臣(吉米地義三君) 小野委員
のお話至極賛成であります。新時代に
おける國運の交通輸送という面からい
たしますれば、従来考へるような鉄道偏重
だけでは足りないと思ふのです。どう
しても將來は道路の整備と共に、その
上を走らせる自動車交通といふことに
相当大きな重点が置かれまして、その
自動車輸送と鉄道輸送とは恐らく姉妹
の關係を持つて発達して行かなければ
ならないのじやないかと思ふのであり
まして、その観点からは從來の國營自
動車の運行方針とは變つて來てもよい
のじやないか、それには今丁度時期が
到達してゐるであらうといふ御意見に
對しては同感であります。ただ現在各
地方から陳情が頻りに参つております
ところの省營自動車の運行を希望する
のは、要するに先程申し上げました私設
会社では非常に不便を感じておるとい
う点が事實あるのです。それでありま
すから徒らに民間の事業を圧迫するこ
うな事柄でなしに、その民間事業が手
を盡したとしても尙足りないといふ面
に對しては、國營自動車を動かすとい
ふことも考へてやらなければならん
と思ふのであります。殊に各地方とも
一路線一社といふことになつておるま
すので、その弊害の面も現れておる
点がありまして、これは監督を嚴重に
やればよいのだと言つても、事實さう
いふ不便を民間に與えておるところが
ありますから、これは實際に即して或

○國務大臣(吉米地義三君) 小野委員
のお話至極賛成であります。新時代に
おける國運の交通輸送という面からい
たしますれば、従来考へるような鉄道偏重
だけでは足りないと思ふのです。どう
しても將來は道路の整備と共に、その
上を走らせる自動車交通といふことに
相当大きな重点が置かれまして、その
自動車輸送と鉄道輸送とは恐らく姉妹
の關係を持つて発達して行かなければ
ならないのじやないかと思ふのであり
まして、その観点からは從來の國營自
動車の運行方針とは變つて來てもよい
のじやないか、それには今丁度時期が
到達してゐるであらうといふ御意見に
對しては同感であります。ただ現在各
地方から陳情が頻りに参つております
ところの省營自動車の運行を希望する
のは、要するに先程申し上げました私設
会社では非常に不便を感じておるとい
う点が事實あるのです。それでありま
すから徒らに民間の事業を圧迫するこ
うな事柄でなしに、その民間事業が手
を盡したとしても尙足りないといふ面
に對しては、國營自動車を動かすとい
ふことも考へてやらなければならん
と思ふのであります。殊に各地方とも
一路線一社といふことになつておるま
すので、その弊害の面も現れておる
点がありまして、これは監督を嚴重に
やればよいのだと言つても、事實さう
いふ不便を民間に與えておるところが
ありますから、これは實際に即して或

○國務大臣(吉米地義三君) 小野委員
のお話至極賛成であります。新時代に
おける國運の交通輸送という面からい
たしますれば、従来考へるような鉄道偏重
だけでは足りないと思ふのです。どう
しても將來は道路の整備と共に、その
上を走らせる自動車交通といふことに
相当大きな重点が置かれまして、その
自動車輸送と鉄道輸送とは恐らく姉妹
の關係を持つて発達して行かなければ
ならないのじやないかと思ふのであり
まして、その観点からは從來の國營自
動車の運行方針とは變つて來てもよい
のじやないか、それには今丁度時期が
到達してゐるであらうといふ御意見に
對しては同感であります。ただ現在各
地方から陳情が頻りに参つております
ところの省營自動車の運行を希望する
のは、要するに先程申し上げました私設
会社では非常に不便を感じておるとい
う点が事實あるのです。それでありま
すから徒らに民間の事業を圧迫するこ
うな事柄でなしに、その民間事業が手
を盡したとしても尙足りないといふ面
に對しては、國營自動車を動かすとい
ふことも考へてやらなければならん
と思ふのであります。殊に各地方とも
一路線一社といふことになつておるま
すので、その弊害の面も現れておる
点がありまして、これは監督を嚴重に
やればよいのだと言つても、事實さう
いふ不便を民間に與えておるところが
ありますから、これは實際に即して或

○國務大臣(吉米地義三君) 小野委員
のお話至極賛成であります。新時代に
おける國運の交通輸送という面からい
たしますれば、従来考へるような鉄道偏重
だけでは足りないと思ふのです。どう
しても將來は道路の整備と共に、その
上を走らせる自動車交通といふことに
相当大きな重点が置かれまして、その
自動車輸送と鉄道輸送とは恐らく姉妹
の關係を持つて発達して行かなければ
ならないのじやないかと思ふのであり
まして、その観点からは從來の國營自
動車の運行方針とは變つて來てもよい
のじやないか、それには今丁度時期が
到達してゐるであらうといふ御意見に
對しては同感であります。ただ現在各
地方から陳情が頻りに参つております
ところの省營自動車の運行を希望する
のは、要するに先程申し上げました私設
会社では非常に不便を感じておるとい
う点が事實あるのです。それでありま
すから徒らに民間の事業を圧迫するこ
うな事柄でなしに、その民間事業が手
を盡したとしても尙足りないといふ面
に對しては、國營自動車を動かすとい
ふことも考へてやらなければならん
と思ふのであります。殊に各地方とも
一路線一社といふことになつておるま
すので、その弊害の面も現れておる
点がありまして、これは監督を嚴重に
やればよいのだと言つても、事實さう
いふ不便を民間に與えておるところが
ありますから、これは實際に即して或

いたしまして省営自動車で車庫、車輛などにつきまして特に甚大な被害を蒙つた所はございません。尚道路の復旧に伴いまして、省営自動車はその路線におきまして、大体におきまして運行を開始しつつあります。尚省営自動車につきましては、現在鉄道が不通になつております所もございまして、迂回輸送などの方法によりまして、連絡の取れますところは鉄道の連絡輸送をいたしておりますし、又これからもうできるだけそういう状態になつて参りましたならば、連絡輸送に力を入れて参りたいと考えております。尚應急復旧資材の輸送などにつきましては、鉄道の復旧材料などの輸送に只今働いております。

又民間の自動車運送事業につきましても、自動車の損害は多少ございまして、併しながら今度の被害が、全体におきまして徐々に浸水して参りました所が多かつたのでございまして、特に東京附近におきましては、そういう状態にございまして、動ける車は大抵避難いたしました。従いまして車庫に在りまして浸水その他被害を受けたものは、現状におきましては一應自動車に入つていないような車が少かつたのでございます。従いましてこれらの車の修繕につきましても、今後尚いろいろと努力しなければならぬ問題は残つておりますが、業者の経営から考えましても、再起不能という程度の大きな損害は先ずなかつたのではないかと、かように考えております。尚車の今後の修理計画などにつきましては、部品の調達又修理班の編成などにつきまして、只今具体的に計画を進めております。

○委員長(板谷助助君) 尚この際大臣が幸い御出席になつておるので、諸願、陳情の中に、戦時中に強制買収されたる私設鉄道の民営還元の問題が相当にありますので、小委員長の村上君から一つこの点について大臣の所感を御質問を願ひたいと思ひます。

○村上義一君 只今御指名になりましたので、一應折角大臣に御出席願つておりますので、お聴きしたいのであります。御承知の通り昭和十八年、十九年二ヶ年に亘りまして二十二の路線を政府は強制買収をせられたのであります。勿論從來とも地方鉄道の買収という問題は、殆んど年々に行われておつたのでありますけれども、十八年、十九年の問題は總動員法の精神に基づいて実施せられた。従つて電報一本で買収せられたというような実情であります。而もこれに對しまして、その計算方法は、地方鉄道法に示されておる計算方法であります。従つてその計算の趣旨から申しまして、五分利公債を地方鉄道法に示定しておるのであります。然るに三分半利の公債を交付せられたのみならず、これがすべて登録公債ということになつて、被買収会社はただ日本銀行にその交付せられた公債を預託しまして、ただ一片の預り証を事実持つておるといふに過ぎないのであります。更に又これらの会社は解散を許さない。存続すべし、要するに登録公債の保有会社というふうなふうになつたのであります。勿論その後におきまして、会社の解散もよろしい。又二週間程前だと記憶しますが、この登録公債も登録を解消するということに運輸省から大蔵省へ御交渉の上決定いたしましたことは承知いたしておる

のであります。とにかくそういうた最初のことを解散すべからず、そうして登録公債を交付してやるということには、要するに戦時中に戦力増強、戦争をせんがために強制買収を一時するが、他日還元をするというふうな当時の心算で会社の存続を命ぜられたのじやないかとも思ふのであります。要するにこれらの会社は、経済的にも非常に窮乏を受けておつたことは、又おることは事実であります。でこれらの会社から、全部ではありませんが、確か二十二路線の中で十会社であると記憶しますが、本國會對しましてそれらの路線の還元を請願して参つておるのであります。勿論この事項につきましては、昨年以來或いは当時の運輸大臣、或いは大蔵大臣、或いは又議會に對して、それら陳情請願が出た事項であります。改めて新憲法下の第一回國會に請願となつて現われて來ておるのであります。これは非常に考慮を要する問題であることは申上げるまでもないのであります。勿論戦時中に國家が總動員法に基づいて種々の緊急処置を取つた、これをすべて元通りに還元することは所詮不可能であります。又かくすることについては勿論意見のあるところと思ひます。併しこれらの鐵道の中ですでに当時の強制買収の目的が解消してしまつておるといふものについては、相當國として考慮せねばならぬのじやないかといふことを痛感する次第であります。又反面におきまして日本再建のために平和日本の今後の國家活動、或いは民生の安定という見地から、いわゆる平和後の日本として新たに勘案して見て、尙國有たる必要がある。例えば國土計

画において、或いは都市計画上において、その他再生日本のために國有を取つて行くことが必要であるという新たな目的がここに生じておる路線については、固より國有を持続する必要があると思ふのであります。又被買収会社にしてすでに解散の許可を得て解散をしてしまつたというふうな消滅会社に属しておつた路線で、今日還元の希望がないという路線については、固より問題外であると思ふのであります。現在尙解散せずに会社がただ單に公債保有の会社として存続しており、而も戦時中に強制買収をせられた目的が解消してしまつて、新生日本として新たに考慮して見ても、國有を持続する理由が明確でない。而も更に民有に今移した場合に、その従業員の立場から申しまして、特にこれらの鐵道を利用する公衆の立場から見ましても好都合である、利便である。更に又民有に移した場合、相當のバランスが保つて行けるというふうな路線については、今後國有を持続するという理由はないように考えられるのであります。近く小委員会においてこれらの請願を審議して意見を定めなければならぬことに相成つておるのであります。今日大臣の御出席の機会におきまして、運輸大臣の本件についての御意見を伺ふことができれば誠に結構だと思ふ。

○國務大臣(宮地善三君) お尋ねの点につきましては非常に民間の方に対して、又省自体としても、重大な關係を持つておる次第でございまして、戦時中に買収された会社がおのゝく還元したいという希望陳情が参つております。そこで省内でも慎重にこれを検討

いたしましたところですが、やはり國鉄と総合的に運営することが必要だという路線もあるようで、それから比較的その関連が少なくて切り離しても大した不自由はないという路線もあるようであります。併しこれを還元いたしますならば、戦時中に買上げたその価格と今度拂ひ下げるべきその価格とをいかに調整したらいいかというふうな点も相當重大な問題であります。尚、これは適當の機会に鐵道會議にでも意見を徴して見て、そうして省内の研究と相俟つて審議して見たい、こう考えておりますので、今私の考えではまだ結論が実は出ておりませんわけでありまして、省有でなく、或いは民間の事業に移した方が能率も上り、或いは地方民のためにいいということが起るかも知れませんが、それらについてまだまだしつかりした結論が出ておりませんので、いづれ機会を見てよく方々の意見も徴して見たい、こう考えております。

○村上義一君 只今運輸大臣から御説明を伺つたのであります。鐵道會議などにおいても大いに検討をせしめて、然る上に意見を定めたい。勿論重大な問題でありまして、慎重な態度を運輸大臣としてお取り下さることは誠に結構であります。併し一面におきましてこの問題は國會議會中にも是非処理をせんければならぬ問題でもあります。更に本問をもし請願のごとく解決するとしなければならぬ一路線であつても、これを解決すると思ひます。從つてこの請願の解決をしますについては、直ちに意見の方向によつては立法を要する次第であります。鐵

を進めております。決定いたしましたことは承知いたしておる。たることが必要である。例えば國土計。ます。そこで省内でも慎重にこれを檢。は立法を要する次第でもあります。鉄

道会議の議に付して、十分に御考察、慎重に願うということは結構であります。成るべく至急に御検討を終えられて、御意見を決めておいて頂くことが必要だと思っております。この点重ねて希望を述べておく次第であります。

○國務大臣(吉米地義三君) 承知いたしました。

○小野 哲君 ちよつと委員長に御相談申上げたいと思つておりますが、この道路運送法案は非常に重要な法案でございます。内容も廣汎に亘つておりますので、尙總括的な質疑を今後お継続願ひたいと思つております。

○委員長(板谷順助君) 承知いたしました。それでは今日はこれにて散会いたします。

午後四時五分散会
出席者は左の通り

委員
理事
板谷 順助君
丹羽 五郎君
橋本萬右衛門君
小野 哲君
内村 清次君
小泉 秀吉君
中村 正雄君
淺岡 信夫君
大隅 憲二君
水久保基作君
小林 勝馬君
飯田精太郎君
尾崎 行輝君
新谷寅三郎君
早川 慎一君
村上 義一君

國務大臣運輸大臣 吉米地義三君
政府委員
運輸事務官(陸運監理局長)
郷野 基秀君

八月三十日本委員会に左の事件を付託された。

一、旧播磨鉄道拂下げに関する請願(第百六十一号)
一、常磐線松戸、我孫子間電化工事案に關する請願(第百六十四号)
一、高知縣香美郡山田、大板間國營自動車を開ノ内まで延長並びに自動車道路開設に關する請願(第百六十六号)

一、四國循環線の全通促進並びに九・四連絡國營航路運航に關する請願(第百七十号)
一、豐川鐵道及び鳳來寺鐵道拂下げに關する請願(第百七十二号)

一、肥薩線電化工事に關する請願(第百七十三号)
一、民營事業と競合する國營トラック運送事業に關する請願(第百八十号)
一、民營事業と競合する浜坂、八田間國營トラック開設反對に關する請願(第百八十一号)

一、民營事業と競合する姫路、曲間國營トラック開設反對に關する請願(第百八十二号)
一、札沼線中の撤收区間復元に關する請願(第百八十四号)

一、四國循環線の全通促進並びに九・四連絡省營航路運航に關する請願(第百八十六号)
一、常磐線松戸、我孫子間電化促進に關する請願(第百八十八号)

一、膽振國富内、十勝清水間鐵道敷設促進に關する請願(第百八十九号)
一、江差町、東瀬棚村間に國營自動車

の運輸を開始することに關する陳情(第百七十四号)

(請第百六十一号) 昭和二十二年八月二十日受理
旧播磨鐵道拂下げに關する請願
請願者 兵庫縣加古郡加古川町篠原町三十四番地ノ八播磨鐵道株式會社取締役社長 白根竹介

紹介議員 赤木正雄君
國有鐵道加古川線、高砂線、三河線、北條線及び鍛冶屋線の八十軒九分は昭和十八年六月今次戦争の緊急措置として実情を無視した買収に依り國有に成つたものであるが今日當線の如き地方線を國有の一部として経営する必要もなくなり地方産業開發と地方利害關係と一体化して経営する事を希望しているのであるから反對するに本件について先願した同業者に政府は何等意思の表明をせられなかつた由その様な事のない様に拂下げをされたいとの請願。

(請第百六十四号) 昭和二十二年八月二十一日受理
常磐線松戸、我孫子間電化工事案に關する請願
請願者 千葉縣東葛飾郡柏町長 中山諒太郎外二十一名

紹介議員 大山安君
この請願の趣旨は、請第七十八号と同じである。

(請第百六十六号) 昭和二十二年八月二十一日受理
高知縣香美郡山田、大板間國營自動車を開ノ内まで延長並びに二自動車道路開設に關する請願
請願者 高知縣香美郡山田村議會議長 山本茂

紹介議員 寺尾豐君外一名

一、岡ノ内別府線を木頭村北川迄と横山村大板から中津尾に至る幹線道路の兩線を自動車道路に開發されたいと言ふ地元民の熱望を請願書記載の生産物資の輸送との両面からも是非早急に開發されたいとの請願
二、山田、大板間の省營自動車を開ノ内まで延長運輸は既に第九十一議會の採択を得て實現中であるが、是非共道路の一部改修が必須であるから、つては昭和二十二年より実施せしむるため運輸省を督促し縣及び地元村の負担を確定し至急工事に着手されたいとの請願

(請第百七十号) 昭和二十二年八月二十一日受理
四國循環線の全通促進並びに九・四連絡國營航路運航に關する請願
請願者 宇和島市長 國松福祿

紹介議員 中平常太郎君
四國國一の資源地帯であり、日本三大漁場の一である愛媛南部と高知西部方面は、交通不便のため、その生産物の十分の一程度を縣外に出しているに過ぎず、過剰水産物の如きは、生肥として消化されている状態であるから、民生安定上からも又、精神文化向上の点からも、速なる四國循環線の打開と、豫土生産資源の集産地である宇和島市を基点とする九・四連絡國營航路を開設されたいとの請願。

(請第百七十一号) 昭和二十二年八月二十一日受理
豐川鐵道及び鳳來寺鐵道拂下げに關する請願
請願者 名古屋市中村區笹島町一丁目一番地名古鐵道株式會社取締役役社長 神野金之助

紹介議員 村上義一君
國有鐵道飯田線豐橋、大海間は、元豐川鐵道が、大海、三河川合間は、鳳來寺鐵道が夫々經營していたのであるが戦時中戦争目的遂行のため、強制的に買収せられたものである。従来前記兩鐵道は、田中鐵道と密接不離の關係を有していたのであるから、戦争の終つた今日獨立困難なる田中鐵道育成のためにも、沿道町村民の期待に副うたためにも、速に兩鐵道の還元拂下げを受けた

(請第百七十三号) 昭和二十二年八月二十一日受理
肥薩線電化工事に關する請願
請願者 熊本縣人吉市長 小出政喜

紹介議員 深水六郎君外一名
肥薩線一二四六〇米の電化は重要な林野資源の運送上からも、又現在使用の高燃性石炭の節約からも重要である。且つ此の線は五十四のトンネルを用る急勾配山嶺地帯の爲衛生上からも至急電化の必要あり、その止電には充分なる條件を具備しているから至急電化されたいとの請願。

(請第百八十号) 昭和二十二年八月二十二日受理
民營事業と競合する國營トラック運送事業に關する請願
請願者 神戸市兵庫區山下町二ノ六九番地 森崎了三

紹介議員 藤森貞治君
政府は、進駐軍拂下げ自動車で、全國數十箇所の路線に、國營トラックの運輸準備をすすめているが、同路線の多くは、民間業者の營業區域が選ばれており、これは明らかに民業の圧迫であつて、しかも進駐軍は、車輛拂下げの

際、民営との競合を禁じておるから、政府は、この注意を忠実に守ると同時に、民業復興の施策を即時講ぜられたいとの請願。

(請第百八十一号) 昭和二十二年八月二十二日受理

民営事業と競合する浜坂、八田間國營トラック開設反対に関する請願

請願者 兵庫縣城崎郡豐岡町大開通 一七〇番地 但馬貨物自動車株式會社取締役社長 森弘義

紹介議員 小畑哲夫君

但馬貨物自動車株式會社の営業區域たる浜坂、八田間に、政府は、進駐軍拂下げ車で、國營トラックの運輸開始を準備しているが、これは民営事業を圧迫するものであり、しかも進駐軍は車輛拂下げの際、民営との競合を禁じておるから、國營トラックの運輸を中止して、その車りよう、資材、燃料を民間業者に増配せられたいとの請願。

(請第百八十二号) 昭和二十二年八月二十二日受理

民営事業と競合する姫路、曲間國營トラック開設反対に関する請願

請願者 兵庫縣相生市陸二一九五の一西播合同運送株式會社取締役社長 小西喜代治外二名(外二件)

紹介議員 藤森眞治君

西播合同運送株式會社外二會社が、営業中の、姫路市、曲間に、政府は、進駐軍拂下げ車にて、國營トラック運輸の開始準備をしているが、これは民営事業を圧迫するものであり、しかも進駐軍は、車輛拂下げの際、民営との競合を禁じておるから、國營トラックの開設を中止せられたいとの請願。

(請第百八十四号) 昭和二十二年八月二十三日受理

札沼線中の撤収区間復元に関する請願

請願者 北海道雨龍郡沼田町長 青島松太郎外四名

紹介議員 岡村文四郎君外三名

戦時中撤収せられた札沼線沼田駅浦臼駅間の沿線は北海道米産地として、且農耕地として石狩平野の北方に重要な地位を占めているが、前記鐵道が撤収せられたため、物資搬送は、省営又は民営の貨物自動車に頼っているが、冬期は馬そりに頼らざるを得ず、食糧の搬出にも非常な困難を來しているから、右鐵道の急速なる復元を実現されたいとの請願。

(請第百八十六号) 昭和二十二年八月二十二日受理

四國循環線の全通促進並びに九、四連路省營航路運航に関する請願

請願者 宇和島市長 國松福祿 紹介議員 淺岡信夫君

本請願の趣旨は、請第百六十九号と同じである。

月二十二日受理

札沼線中の撤収区間復元に関する請願

請願者 北海道雨龍郡沼田町長 青島松太郎外四名

紹介議員 岡村文四郎君外三名

戦時中撤収せられた札沼線沼田駅浦臼駅間の沿線は北海道米産地として、且農耕地として石狩平野の北方に重要な地位を占めているが、前記鐵道が撤収せられたため、物資搬送は、省営又は民営の貨物自動車に頼っているが、冬期は馬そりに頼らざるを得ず、食糧の搬出にも非常な困難を來しているから、右鐵道の急速なる復元を実現されたいとの請願。

(請第百八十六号) 昭和二十二年八月二十二日受理

四國循環線の全通促進並びに九、四連路省營航路運航に関する請願

請願者 宇和島市長 國松福祿 紹介議員 淺岡信夫君

本請願の趣旨は、請第百六十九号と同じである。

(請第百八十八号) 昭和二十二年八月二十三日受理

常磐線松戸、我孫子間電化促進に関する請願

請願者 千葉縣柏町豐四季八三一 弓削榮吉

紹介議員 鈴木清一君

常磐線松戸、我孫子間の沿線は比較的經濟事情よく、人口稠密であるので交通難で死傷事故頻発するため通勤通學者は危険に脅かされているから、交通難を緩和し、産業復興に貢献出来るよう電氣化を実施されたいとの請願。

(請第百八十九号) 昭和二十二年八月二十三日受理

常磐線松戸、我孫子間の沿線は比較的經濟事情よく、人口稠密であるので交通難で死傷事故頻発するため通勤通學者は危険に脅かされているから、交通難を緩和し、産業復興に貢献出来るよう電氣化を実施されたいとの請願。

(請第百九十五号) 昭和二十二年八月二十五日受理

四國循環線の全通促進並びに九、四連路省營航路運航に関する請願

請願者 宇和島市長 國松福祿 紹介議員 尾崎行雄君

本請願の趣旨は、請第百七十号と同じである。

月二十二日受理

常磐線松戸、我孫子間電化促進に関する請願

請願者 千葉縣柏町豐四季八三一 弓削榮吉

紹介議員 鈴木清一君

常磐線松戸、我孫子間の沿線は比較的經濟事情よく、人口稠密であるので交通難で死傷事故頻発するため通勤通學者は危険に脅かされているから、交通難を緩和し、産業復興に貢献出来るよう電氣化を実施されたいとの請願。

(請第百九十五号) 昭和二十二年八月二十五日受理

四國循環線の全通促進並びに九、四連路省營航路運航に関する請願

請願者 宇和島市長 國松福祿 紹介議員 尾崎行雄君

本請願の趣旨は、請第百七十号と同じである。

(請第百九十五号) 昭和二十二年八月二十五日受理

四國循環線の全通促進並びに九、四連路省營航路運航に関する請願

請願者 宇和島市長 國松福祿 紹介議員 尾崎行雄君

本請願の趣旨は、請第百七十号と同じである。

(請第百九十五号) 昭和二十二年八月二十五日受理

四國循環線の全通促進並びに九、四連路省營航路運航に関する請願

請願者 宇和島市長 國松福祿 紹介議員 尾崎行雄君

本請願の趣旨は、請第百七十号と同じである。

(請第百九十五号) 昭和二十二年八月二十五日受理

四國循環線の全通促進並びに九、四連路省營航路運航に関する請願

請願者 宇和島市長 國松福祿 紹介議員 尾崎行雄君

本請願の趣旨は、請第百七十号と同じである。

月二十二日受理

常磐線松戸、我孫子間電化促進に関する請願

請願者 千葉縣柏町豐四季八三一 弓削榮吉

紹介議員 鈴木清一君

常磐線松戸、我孫子間の沿線は比較的經濟事情よく、人口稠密であるので交通難で死傷事故頻発するため通勤通學者は危険に脅かされているから、交通難を緩和し、産業復興に貢献出来るよう電氣化を実施されたいとの請願。

(請第百九十五号) 昭和二十二年八月二十五日受理

四國循環線の全通促進並びに九、四連路省營航路運航に関する請願

請願者 宇和島市長 國松福祿 紹介議員 尾崎行雄君

本請願の趣旨は、請第百七十号と同じである。

(請第百九十五号) 昭和二十二年八月二十五日受理

四國循環線の全通促進並びに九、四連路省營航路運航に関する請願

請願者 宇和島市長 國松福祿 紹介議員 尾崎行雄君

本請願の趣旨は、請第百七十号と同じである。

(請第百九十五号) 昭和二十二年八月二十五日受理

四國循環線の全通促進並びに九、四連路省營航路運航に関する請願

請願者 宇和島市長 國松福祿 紹介議員 尾崎行雄君

本請願の趣旨は、請第百七十号と同じである。

(請第百九十五号) 昭和二十二年八月二十五日受理

四國循環線の全通促進並びに九、四連路省營航路運航に関する請願

請願者 宇和島市長 國松福祿 紹介議員 尾崎行雄君

本請願の趣旨は、請第百七十号と同じである。

月二十二日受理

常磐線松戸、我孫子間電化促進に関する請願

請願者 千葉縣柏町豐四季八三一 弓削榮吉

紹介議員 鈴木清一君

常磐線松戸、我孫子間の沿線は比較的經濟事情よく、人口稠密であるので交通難で死傷事故頻発するため通勤通學者は危険に脅かされているから、交通難を緩和し、産業復興に貢献出来るよう電氣化を実施されたいとの請願。

(請第百九十五号) 昭和二十二年八月二十五日受理

四國循環線の全通促進並びに九、四連路省營航路運航に関する請願

請願者 宇和島市長 國松福祿 紹介議員 尾崎行雄君

本請願の趣旨は、請第百七十号と同じである。

(請第百九十五号) 昭和二十二年八月二十五日受理

四國循環線の全通促進並びに九、四連路省營航路運航に関する請願

請願者 宇和島市長 國松福祿 紹介議員 尾崎行雄君

本請願の趣旨は、請第百七十号と同じである。

(請第百九十五号) 昭和二十二年八月二十五日受理

四國循環線の全通促進並びに九、四連路省營航路運航に関する請願

請願者 宇和島市長 國松福祿 紹介議員 尾崎行雄君

本請願の趣旨は、請第百七十号と同じである。

(請第百九十五号) 昭和二十二年八月二十五日受理

四國循環線の全通促進並びに九、四連路省營航路運航に関する請願

請願者 宇和島市長 國松福祿 紹介議員 尾崎行雄君

本請願の趣旨は、請第百七十号と同じである。

路上重大な障害であるから急速にその復興事業を実現されたいとの請願。

(請第百八十二号) 昭和二十二年八月二十七日受理

四國循環線の全通促進並びに九・四連絡省管航路の運航に関する請願

請願者 宇和島市長 國松福藏

紹介議員 久松定武君外二名
本請願の趣旨は、請第百七十号と同じである。

(請第百二十五号) 昭和二十二年八月二十八日受理

後藤寺、糸田同鉄道線拂下げに関する請願

請願者 福岡縣田川市大字引創田二千八百七十七番地産業セメント鐵道株式會社取締役社長 麻生太實

吉

紹介議員 村上義一君

現國有鐵道後藤寺線、糸田線は、元産業セメント鐵道會社が石灰石の採掘、加工、販賣を基礎的事業として、その輸送のために敷設したものであるが、昭和十八年六月政府は、戰爭目的達成の緊急措置として没收に近い強制買収を行つたのである。しかして戰爭も終つた今日當線の如き地方線を、國有鐵道の一部として經營する必要も解消したから、本線の持つ特異性を考慮されて地方産業の發展助勢のため前記鐵道を拂下げられたいとの請願。

(請第百二十七号) 昭和二十二年八月二十八日受理

四國循環線の全通促進並びに九・四連絡省管航路の運航に関する請願

請願者 宇和島市長 國松福藏

紹介議員 橋本萬右衛門君
本請願の趣旨は、請第百七十号と同じ

である。

(請第百二十二号) 昭和二十二年八月三十日受理

西彼杵半島の陸海運交通の整備に関する請願。

請願者 長崎市長 大橋博外三十三名

紹介議員 藤野繁雄君外一名

西彼杵半島の道路は、補修が充分でないため荒廢その極に達しており又交通機関は、昔のままで、人員、物資の輸送上非常に不便であり長崎市、佐世保市、大村市等の消費地を控えた当半島の交通問題の解決は、食糧対策の上からも重要であるから、道路の改修、國營自動車運、大村港沿岸航路の省管移讓等の措置を講ぜられたいとの請願。

(陳第百二十号) 昭和二十二年八月二十二日受理

民營事業と競合する國營バス開設反對に関する陳情

札幌市北三條西七丁目一番地 北海、道業合旅客自動車運送事業組合理事長 杉江仙次郎

自動車事業は、國營民營各々企業形態を異にしてその使命を有し、両方相まつて交通界に寄與して來たのであるが、國營自動車なるものの計画は民營でやれる処や、やるべき処を選択して國營を強行しようとするので相剋を起す源となるから、陳情書記載の如き事情により民營事業と競合する國營バスの進出を排してこれが運営に万全を期する様、取計られたいとの陳情。

昭和二十二年十月二十五日印刷

昭和二十二年十月二十六日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局